

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標1 地域社会における男女共同参画の実現

1 政策・方針決定過程への女性参画の推進

① 審議会等委員及び町職員管理職への女性登用の推進

町政策に係る方針・評価に対し女性の意思及び意見を公正に反映させるため、審議会等委員及び町職員管理職への女性登用を推進します。

現状と課題

- ・審議会等委員の女性の構成比率は 28.3%となっており、男性に偏る傾向が依然として見られます。
- ・令和6年4月現在において、町職員の女性の割合は 47.0%であり、管理職の女性の割合は 37.5%と、これまでで一番高い状態となっています。女性活躍推進法に基づく町特定事業主行動計画による管理職への女性登用の継続を図ります。

●施策の方向性

R6=R6.4.1、R11=R11.4.1 (以下同様)

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
審議会等委員への女性登用の推進	審議会等委員の改選時に、女性委員の登用を進めます。	審議会等委員の女性割合 R6 28.3% ⇒R11 35.0%	全課
町管理職への女性登用の推進	男女に隔たりなく、職員の能力や経験、意欲等を踏まえた管理職への登用を進めます。	町管理職の女性割合 R6 37.5% ⇒R11 40.0%	総務課

② 女性の参画・登用に関する事業者・団体等に対する働きかけ

事業者・団体等が女性の参画・登用を拡大していくことで、経営や地域の多様化する課題・ニーズへの対応力につながることを目的として、普及を図ります。

現状と課題

- ・女性の活躍の場が広がっているものの、経営や意思決定過程への女性参画はいまだ低水準となっています。
- ・社会のあらゆる意思決定の場において、男女が共に参画することが不可欠であることを啓発していく必要があります。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
事業者・団体等への女性の参画・登用の働きかけ	経営や意思決定過程に、男女共同参画の視点と女性の参画・登用を重視することを県と連携し啓発します。	女性の参画・登用の事例紹介 R6 未実施 ⇒R11 年1回実施	政策企画課

2 男女共同参画社会に関する普及・啓発

① 男女共同参画に関する普及・啓発

男女共同参画基本計画を策定し、各分野における施策を展開することで普及・啓発を進め、全町的に男女共同参画社会の認識を深めます。

現状と課題

・女性の社会進出が進む中で、いまだ性別役割の固定的意識、性差による偏見や制度、慣行等は根強いものがあります。各所、男女平等・参画の取組はあるものの、地域社会、家庭、学校教育、職場等で男女共同参画の意識が浸透しているとはいえない状況です。

・男女共同参画基本計画を策定し、各分野の計画的な推進、普及・啓発が求められています。また、本計画により、全体的な男女共同参画の普及・啓発に歩調を合わせ、県内全体の機運醸成につなげていく必要があります。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
男女共同参画の普及・啓発	男女共同参画基本計画を基に、各分野において施策を展開することで、男女共同参画の普及・啓発を進めます。	男女共同参画基本計画の進捗管理 R6 計画策定⇒毎年度評価	各担当課

② 町職員等の男女共同参画に関する理解の推進

男女共同参画社会を理解したうえで、まちづくりの推進に取り組み、男女共に能力が発揮できるよう、男女共同参画を通じた環境づくりを進めます。

現状と課題

- ・令和4年度に初めて男女共同参画の研修会を実施しましたが、ほか研修会を実施していません。
- ・町業務遂行において、男女共同参画社会の課題を身近に認識する必要があり、理解を促す場が求められています。
- ・男性比率・女性比率の高い部署があり、男女共同参画を踏まえた役場の職場づくりが求められています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
男女共同参画研修会等の実施	男女共同参画の認識を高める研修会及び情報提供を実施し、町職員等の資質向上を図ります。また、男女偏りの職員配置に努めます。	町職員等に対する男女共同参画研修会 R6 未実施⇒随時、研修会または情報提供を実施	政策企画課 総務課

③ 人権及び男女共同参画に関する相談窓口の周知

人権及び男女共同参画に関する問題の多様化に対して、対応が図れる相談窓口を広く周知します。

現状と課題

- ・ハラスメント、プライバシー侵害、差別、性的マイノリティ、DV、いじめ、虐待、インターネットによる誹謗中傷など、人権・男女共同参画に関わる問題は多岐にわたりますが、相談先の認知が進んでいない状況です。
- ・人権擁護に関する相談は人権擁護委員が窓口となっていますが、近年人権擁護委員の確保が難しくなっています。
- ・町内においては、男女共同参画に関する相談窓口が整備されていません。1町による相談対応はできない状況もあり、広域的な機関連携が必要とされています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
人権・男女共同参画に関する相談対応	人権・男女共同参画各相談に対応する窓口・連絡先の周知を強化します。	人権・男女共同参画相談先の周知 R6 周知不足⇒R11 相談先を定期的に周知	町民生活課 政策企画課

3 あらゆるハラスメントの根絶

① ハラスメントの根絶及び発生防止の意識啓発

ハラスメントは重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いを尊重し、対等な関係を築く男女共同参画社会を阻害するものであることから、あらゆるハラスメントの根絶及び発生を防ぐための意識啓発を進めます。

現状と課題

- ・町内のハラスメント、相談の現況がつかめていません。また、ハラスメントの相談先が認知されていません。
- ・ハラスメント発生・防止に関する理解の取組がされておらず、町民が気軽にハラスメント講座や理解普及のイベントに参加できる情報提供や普及啓発が進んでいない状況にあります。
- ・介護や障害福祉の利用者が、サービス事業側または他利用者からハラスメントを受ける事案もあり、福祉全般で起こりうるハラスメントの対処法、防止に向けた対策が必要とされています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
ハラスメント根絶に向けた意識啓発	ハラスメント相談の窓口の周知、ハラスメントの知識を深める研修会を住民及び事業者等に実施します。	ハラスメント抑制の啓発 R6 未実施⇒R11 相談先周知、研修会を実施	政策企画課 福祉課

② 虐待などの被害者等からの相談対応及び関係機関との連携強化

児童虐待や高齢者虐待等が増加傾向にあり、相談・通告への対応及び関係機関との連携強化を進め、要保護者への支援を進めます。

現状と課題

- ・町内の児童虐待通告件数が令和5年度で97件と年々増加しています。また、児童虐待が疑われる場合も被害者が声をあげられない場合もあります。
- ・町内の高齢者虐待通告件数が令和5年度で15件となっていますが、声をあげられない、相談先が分からない、被害の判別ができないなど、表面化してこない状況があります。
- ・県において、令和4年はDV及びストーカーに係る相談等約4,000件が寄せられています。本町においては、DV・性被害の令和5年度相談件数は14件となっています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
児童虐待に係る要保護児童対策地域協議会等との連携・対応	要保護児童対策地域協議会の関係機関に対し、定期的な会議や研修会を通じて連携を図り、被害者の相談対応及び対処に努めます。	協議会による関係機関連携 R6 協議会代表者会議年1回、実務者会議年3回、研修会年1回⇒R11 連携維持	子ども家庭課

高齢者虐待に係る相談先の周知	虐待の被害悪化を防ぐとともに被害者への早急な支援、対処につながるよう、相談先の周知とともに、関係機関との連携を強化します。	高齢者虐待相談先の周知 R6 周知継続 ⇒R11 関係機関連携により周知強化	福祉課
----------------	---	--	-----

4 地域活動における男女共同参画の促進

① 地域活動への男女共同参画の促進と支援

地域活動により、良好なコミュニティが維持できるよう女性参画を進め、男女が共に運営できる活動環境への支援及び情報提供を行うとともに、地域活動の担い手育成を促進します。

現状と課題

- ・地域活動において女性も多く参加していますが、行政区運営の役員は男性に偏っており、女性の意思が反映しにくい状況にあります。
- ・行政区によっては、コロナ禍による活動自粛の後、活動縮小及び担い手不足等も重なったことで活動の消滅が見られたため、男女共に協力し合う地域コミュニティの維持が求められています。
- ・地域内活動の担い手として、ジュニアリーダー、学校支援ボランティア、子ども会育成会等における人材育成を進めていますが、新たな地域活動が増えておらず、また男女共に担い手不足が課題とされています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
地域活動活性化に向けた女性参画及び支援	行政区運営や地区活動に助成を行うとともに、女性参画を促進し、新たなコミュニティの形成を支援します。併せて、男女共同参画の意識浸透を進める普及・啓発を進めます。	行政区役員の女性割合 R6 17.9%（確認可能な行政区資料に基づき） ⇒R11 25.0%	総務課 政策企画課
地域活動の担い手育成の推進	地域リーダー育成、人材活用、地域教育を進める講座を実施し、男女共に担い手の育成に努めます。	地域活動の担い手 R6 62人 ⇒R11 80人	生涯学習課

基本目標2 家庭生活における男女共同参画の実現

1 共に築く家庭生活のための意識啓発

① 互いに支え合う家庭生活に関する意識啓発

家庭生活における性別の偏りやコミュニケーションの円滑化を図り、家事・育児等に協力し合いながら関わっていくよう、情報提供や意識の啓発を進めます。

現状と課題

- ・以前よりは家事・育児等について夫婦間等で分担し合っていますが、女性の方が家事・育児等に携わる時間が男性より大幅に多い状態は変わっていません。家事・育児等に対し、男性が携わることへの抵抗感、女性が男性に任せる抵抗感をなくす必要があります。
- ・子育てに関し、親として学び、男女共に理解し合うなどを目的とした講座を実施していますが、男性の参加者は少ない状況で男性を呼び込む工夫が必要です。

●施策の方向性

R6=R6.4.1、R11=R11.4.1(以下同様)

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
家庭生活での男女共同参画の意識啓発	男性だから、女性だからという家庭内の価値観、アンコンシャスバイアス※の意識を見直し、家事・育児等に対し男女共に責任を担えるよう情報提供や啓発を進めます。	家事・育児等に携わる時間が男性より女性が大幅に多いと感じる割合(アンケート結果) R6 89.4%⇒R11 60.0%	政策企画課
家庭教育支援の講座実施	男女が支え合う家庭生活になるよう、子育てを始めとした講座を実施し、男性も参加しやすい学びの場を提供します。	家庭教育支援の講座 R6 3講座 ⇒R11 4講座	生涯学習課

※アンコンシャスバイアス:無意識の偏ったモノの見方。

2 育児及び介護に関する社会的支援の充実

① 多様な子育て支援の充実及び支援体制の整備

多様な課題のある妊産婦、子ども、子育て世帯に対する相談及び支援体制を整えることにより、誰一人取り残さない体制を整えます。

現状と課題

- ・多様な課題のある妊産婦、子ども、子育て世帯が増えています。すべての妊産婦、子ども、子育て世帯の一体的支援を目的に、町は令和6年4月に「こども家庭センター」を設置しました。
- ・共働きやひとり親家庭を含め、多様な家庭を支援するサービスの選択肢を検討していく必要があります。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
妊産婦、子ども、子育て世帯の一体的支援	こども家庭センターを中心に子育てに関する相談・支援体制を整えるとともに、多様なニーズに合わせた事業展開を図ります。	こども家庭センターの相談体制(相談対応を可能とする体制) R6 事業開始 ⇒R11 720件(児童福祉170件、母子保健550件)	子ども家庭課

② 介護を地域で支える制度及び相談・支援体制の整備

介護状態になっても在宅で自分らしく暮らすための支援として地域包括ケアシステムの深化に努め、地域で支え合う環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・町の高齢化率は令和5年で28.3%であり、高齢者のみの世帯及び独居高齢者が増えています。介護認定率は13.5%であり、介護者が増える中で介護の担い手は女性が多いものと捉えています。
- ・今後、介護や認知症の状態になる方が多くなることで、地域で支え合う体制や介護等にならないための健康づくりや通いの場の充実が求められます。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
地域包括ケアシステムの体制づくり	介護世帯の支援や相談、介護サービス調整、介護予防、介護家族支援など介護等を地域で支える体制を推進します。	地域包括ケアシステムの推進 R6 継続・深化 ⇒R11 体制充実	福祉課

3 生涯を通じた心身の充実

① ライフステージに応じた健康の保持・増進の支援

男女が共に生涯を健やかに過ごせるよう、健康診査、健康教室、健康相談等を通し、健康の保持・増進の支援に努めます。

現状と課題

- ・男女とも健康寿命は高くなっていますが、40歳～74歳までのメタボリックシンドローム該当者・予備群該当率が国や県より高く、特に男性の割合が高くなっています。健康教室等の参加者は女性が多く参加しています。
- ・生涯を通じ健康で自立した生活を送るためには、男女共に若い世代から自身の心身の健康に関心を持ち、健康状態に応じた健康づくりが必要とされています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
健康の保持・増進に向けた普及・啓発	自らの健康は自らが守るという意識を高め、健康教室、健康相談等を通し、正しい知識や必要な情報の普及・啓発を進めます。	特定健康診査(国保)受診率 R6 52.3%⇒R11 60.0%	健康推進課

② 妊娠・出産期における母子の健康の確保・支援

妊婦が安心して出産し、母子の健康を確保するとともに、子どもが心身ともに健やかに育つよう多面的な支援を進めます。

現状と課題

- ・出生数は年々減少している一方で、養育環境が整わないままの妊娠など、対象者が抱える問題が多様化し、支援が必要なケースが増加しています。
- ・健康的な妊娠・出産に向けた、男女に対する妊娠前からの健康教育の機会が少ない状態です。また、妊婦の夫(パートナー)に対してもアプローチの機会が少ない状態にあります。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
妊娠・出産期の母子の健康確保の支援	妊娠・出産・子育てについて関係機関と連携し、適切な支援を実施します。 妊婦の夫(パートナー)へのアプローチの検討、中学校への思春期健康教育を拡大します。	妊娠・出産期等面談率及び訪問率 R6 99%⇒R11 100%	子ども家庭課

基本目標3 学校教育(幼児教育)における男女共同参画の促進

1 男女共同参画教育の理解・促進

① 人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した学習の推進

人格形成期にあたる子どもたちに対し、人権尊重を基盤とした男女平等に係る意識の醸成が図れるよう、学習の場を確保します。

現状と課題

- ・保育所等は、子どもの生き方、考え方に大きな影響を与える場であることから、男女平等の理念に基づいて接することが必要となっています。しかし、家庭における男女に対する子どもの価値観も踏まえながら進める難しい面もあります。施設内でも、男女で体操服の色が異なることで性別に区別をつけている状況もあります。
- ・小中学校とも、道德の授業を通して人権及び男女共同参画に関する学習を行っています。
- ・人権及び男女共同参画の意識の醸成は学習指導要領に沿って進めていますが、教職員において、また児童生徒間で性差別が生じていないか、不公平感が生じていないかなど、日常生活全般にまでいかに広められるかが課題となっています。

●施策の方向性

[R6]=R6.4.1、[R11]=R11.4.1(以下同様)

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
幼児教育による人権及び男女共同参画の意識醸成	性別による分け隔てのない幼児教育の推進を図るため、男女平等の視点に立った意識が身につくよう進めます。	性別に偏らない教材や遊具への配慮 [R6] 実施 ⇒[R11] 体制充実	子ども家庭課
町内学校教育による人権及び男女共同参画の意識醸成	人権尊重を踏まえた男女平等の意識を、道德の時間のほか学校生活全般で学びの場を確保します。	人権・男女共同参画を反映した留意項目数 [R6] 5項目⇒[R11] 10項目	教育総務課

② 保育士及び教職員、保護者等への男女共同参画に関する理解の促進

子ども一人ひとりの多様性を認め合うために、身近な保育士及び教職員、保護者等に対し男女共同参画を理解する機会を作り、意識の啓発を促進します。

現状と課題

- ・男女平等の考えは、幼少期からの生活により形成されるものであり、身近な大人からの影響が大きいとされています。児童一人ひとりの多様性を認め合うためには、身近な大人が男女共同参画を理解する機会が必要とされています。
- ・学びの機会、養育の場において、関わる大人も長年にわたり刷り込まれた固定的性別役割意識やアンコンシャスバイアスがあることから、現代の男女共同参画に合わせ、自己の意識改革が求められています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
保育士・保護者等に男女共同参画の理解普及	保育士及び幼児の保護者を対象に、男女共同参画の視点を踏まえた学習の機会を作り、理解普及を進めます。	保育士・保護者への情報提供 [R6] 未実施⇒[R11] 随時情報提供	子ども家庭課

教職員・保護者等に 男女共同参画の理 解普及	教職員及び児童生徒の保護者を対象 に、男女共同参画の視点を踏まえた学 習の機会を作り、理解普及を進めます。	教職員・保護者への研修会 及び情報提供 R6 未実施 ⇒R11 年1回	教育総務課
------------------------------	---	--	-------

2 キャリア教育の推進

① キャリア形成のための支援

児童・生徒が、性別にかかわらず、主体的に進路や職業を選択する能力を身につけ、幅広い分野でその能力や個性を発揮できるようキャリア教育を推進します。

現状と課題

- ・文部科学省の方針に沿い、「学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる『主体的な学び』の推進」に取り組んでいます。
- ・小中学生が性別にかかわらず進路や職業を選択することを目指し、職業と学校での学びとの関連を紹介するための『『主体的な学び』を実現する授業の在り方』（冊子）を作成しています。
- ・中学生において就業体験の実施、志教育講演会（職業人講話）など、職業や働くことの理解、自分の将来像を思い描ける機会を設けています。
- ・多様な進路や職業を紹介していますが、実際の労働環境や働きがい等への理解を深める機会も求められています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
進路・職業の選択能力を高めるキャリア教育	児童・生徒の一人ひとりが、将来の進路や職業を選択する自立性を促すキャリア教育を進めます。	キャリア教育に要する時間 R6 中学2年生で年12時間 ⇒R11 中学2年生で年15時間	教育総務課

3 心と体の健康づくりへの教育支援

① 心身の健康を保つ学校保健の充実

児童・生徒の様々な心身の問題に対応するため、学校保健において健康や性に関する理解及び適切な身体管理について、発達段階に配慮しながら取り組みます。

現状と課題

- ・小学校では心身の健康に触れ、中学校の保健体育の時間では心身の健康と性に関する正しい知識を学ぶ時間を設けています。
- ・学校内で、心身の健康、性に関する知識、情報の捉え方に加え、性的指向※や性的自認※等の多様性の理解、またDVやストーカー等被害防止などを踏まえた男女を取り巻く現状の認識が必要とされています。

※「性的指向」：恋愛対象が誰であることを示す概念。対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などがある。

※「性的自認」：性別に関する自己意識。性的指向とは異なる。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
健康・性に関する学校保健の充実	心身の健康、性に関する知識・情報について、特に性に関する多様性、性犯罪を含め、児童・生徒が正しく理解できるよう、適切な教育を推進します。	健康・性に関する保健の授業時間 R6 中学校で年2時間 ⇒R11 中学校で年4時間	教育総務課

基本目標4 職場における男女共同参画の実現

1 職場における女性参画の促進

① ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及・啓発

職場における男女の均等な雇用の機会と待遇確保とともに、女性の地位向上などポジティブ・アクションの普及・啓発を図ります。

現状と課題

- ・男女雇用機会均等法が施行されていますが、賃金や昇進において男女間の格差があります。女性や若者を中心に非正規雇用が多く、女性参画が進んでいない現状です。
- ・職場の女性参画は、事業規模や経営内情により体制が取りにくく、また1町による取組は限定的です。県全体として、男女雇用機会均等法同様、男女共同参画の理解・啓発が必要です。

●施策の方向性

R6=R6.4.1、R11=R11.4.1（以下同様）

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
男女雇用機会均等法の理解・啓発	男女雇用機会均等法及び職場の女性参画について、県と連携しながら啓発を図ります。	男女雇用機会均等法の理解・啓発 R6 未実施 ⇒R11 県と連携し実施	商工観光課

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

① 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発

少子高齢化やライフスタイルの多様化が進展する中で、多様で柔軟な働き方が選択できるよう事業所に対しワーク・ライフ・バランスを啓発します。

現状と課題

- ・仕事と家事・育児・介護等の調和に関する職場の体制については、事業所によって異なります。
- ・子育て・介護による仕事と生活の調和に対し、長時間労働の抑制、テレワークなど多様な働き方が求められています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と家庭生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスに向けた働き方の見直しを、各種支援制度の情報提供を含め県と連携し事業所に啓発します。	ワーク・ライフ・バランスの啓発 R6 未実施 ⇒R11 県と連携し実施	商工観光課

② 育児・介護休業制度の普及・啓発

仕事と育児・介護のバランスがとれた生活を送れるよう、育児・介護休業制度の利用に関して普及・啓発を進めます。

現状と課題

- ・町内事業所及び住民の育児・介護休業制度の取得状況は把握していない状況です。
- ・産後の生活状況の聞き取りでは育児休業制度の利用は圧倒的に女性が多いとされていますが、様々な事情で育児休業制度を利用しないケースや、出産または育児を機に離職される場合があります。
- ・育児休業後の職場復帰しやすい環境の整備、支援が求められています。
- ・介護においても、介護をする家族は女性が多いとされていますが、中には介護に専従することにより離職される場合もあります。
- ・近年、男性の育児休業の利用も増えていますが、勤務先の理解や家計的に利用が難しい面もあり、また事業規模、職種によっても差が見られます。介護休業制度の利用は育児休業制度利用数の約20分の1となっています。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、子育てや介護を支える社会的基盤の充実も重要であり、保育ニーズ、介護ニーズへの対応が求められています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
育児休業制度利用の普及・啓発	育児休業制度が利用しやすい職場体制に向け、また男性の制度利用を促進する社会的機運をつくるために、県と連携し制度の普及・啓発を進めます。	育児休業制度取得率(宮城県) R6 女性94.5%、男性40.7% ⇒R11 男性85.0%(政府目標)	商工観光課
介護休業制度利用の普及・啓発	介護休業制度が利用しやすい職場体制に向け、県と連携し制度の普及・啓発を進めます。	介護休業制度の取得人数(宮城県) R4 女性18人、男性11人 ⇒R11 女性30人、男性20人	商工観光課

3 農林業、自営業における女性の経営参画の促進

① 女性の経営参画を促進するための意識啓発

様々な産業・分野において、女性が経営及び方針決定過程に参画することで、積極的なニーズ対応や地域産業の活性化につながる意識の啓発を推進します。

現状と課題

- ・農林業、商工自営業において女性参画の詳細は把握していませんが、女性農業者が経営に関与している場合に農産物販売金額等の伸び率が高いデータがあります。また、商工会加盟事業所代表者の女性割合は約12.4%になっています。
- ・女性の労働が重要な役割を果たし、適正な評価のもとに経営へ参画することによって、女性の個性と能力が発揮できることについて、啓発していく必要があります。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
女性農業者の経営参画の促進	女性農業者の個性と能力が発揮できるよう、経営参画のメリット、取組例等を紹介・啓発します。	女性農業者の経営参画の啓発 R6 未実施 ⇒R11 年1回実施する	農政課

女性商工自営業者等の経営参画の促進	女性の経営参画、または女性商工自営代表者数が増えるよう、女性の視点を活かした経営利点、取組例を紹介・啓発します。	商工会会員の女性経営者数 R6 70事業所⇒R11 85事業所	商工観光課
-------------------	--	------------------------------------	-------

② 家族経営協定の普及・促進

農業の共同経営者として女性の地位や権限を確立するため、家族経営協定※の普及・促進を進めます。

現状と課題

- ・農林業、商工自営業において、従事する女性の仕事と家事が区別しにくく、経営上の位置づけなど経済的地位があいまいな傾向にあることから、男女が対等な立場で働くための環境づくりが求められています。
- ・家族経営協定締結の農家経営体数は全国で約6万件ですが、本町では3件であります。女性の仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するには有効ですが、協定の重要性が認識されていない状況があります。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
家族経営協定の締結促進	農業経営における女性の役割・地位の明確化、労働の適正評価を進める家族経営協定の締結を促進します。	家族経営協定数 R6 3件⇒R11 7件	農政課

※家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯員が、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

基本目標5 防災における男女共同参画の推進

1 防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画推進

① 防災会議等へ女性登用の推進

男女共同参画の視点から地域における防災への取組を推進していけるよう、女性の視点を大切に多様な人材の参画を推進します。

現状と課題

- ・防災の関心が高まる中、防災分野の女性ニーズの比重も高まっています。しかし、防災施策の方針等を定める防災会議の委員は21人中女性が1人に止まっており、地域防災や避難所運営等対応について男性目線の考えが多くなっています。
- ・防災会議委員は各団体からの推薦や役職等により選任されることから、各団体の役職において女性の比率が高くなしないと女性委員が増えてこない現状があります。

●施策の方向性

R6=R6.4.1、R11=R11.4.1（以下同様）

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
防災会議委員に女性登用の拡大	防災全般に女性の視点を取り入れたうえで男女のニーズの違いの配慮を図るため、防災会議委員に女性の登用を拡大します。	防災会議委員への女性登用人数 R6 女性1人、男性20人 ⇒R11 女性6人、男性15人	総務課

② 防災関係団体との連携及び取組強化

防災の現場における関係団体において、女性の参画拡大、新たな男性参画を進め、男女共同参画体制の強化を進めます。

現状と課題

- ・全国的には女性消防団員は増えていますが、本町の消防団の構成は、男性242人、女性7人となっており、女性団員の割合は2.9%と低い現状であります。
- ・婦人防火クラブは女性のための構成ですが、男性も台所に立つことも増えており、男女関係なく防火意識の向上が必要とされています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
男女共同参画による消防団・防火クラブの取組強化	女性消防団員の入団しやすい環境づくりを行うとともに、婦人防火クラブを家庭防火クラブに改名し、男性も入会できるように対応を進め、団体の取組を強化します。	防火関係団体員数 ① 女性消防団員 R6 7人⇒R11 12人 ② 家庭防火クラブ地区役員・男性会員 R6 0人⇒R11 5人	総務課

2 地域防災活動への女性人材参画の促進

① 女性の視点を取り入れた防災の推進

防災分野における男女が共に推進する環境づくりに向け、地域防災活動に対し女性人材の参画を促進します。

現状と課題

- ・地域の防災に対する意識が高まっており、町内40行政区において自主防災組織が結成されていますが、運営役員は男性が多く占めています。
- ・防災士資格取得助成事業の実績により、令和5年度末で女性7人、男性25人が資格を取得しています。また、防災介助士資格の取得は、令和5年度末で女性4人、男性0人となっています。
- ・災害時の女性の役割や防災における女性の参画・活動等、重要性を広く周知する必要があります。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
地域防災活動への女性人材参画の促進	地域の防災活動に女性の視点を取り入れた取組を進めるため、自主防災組織役員及び防災士への女性参画を促進します。(男性の防災介助士資格取得も促進)	① 自主防災組織役員への女性登用 R6 各地区1人 ⇒R11 各地区2人以上 ② 女性の防災士(防災介助士)資格取得者(資格取得者助成) R6 11人⇒R11 15人(総数)	総務課